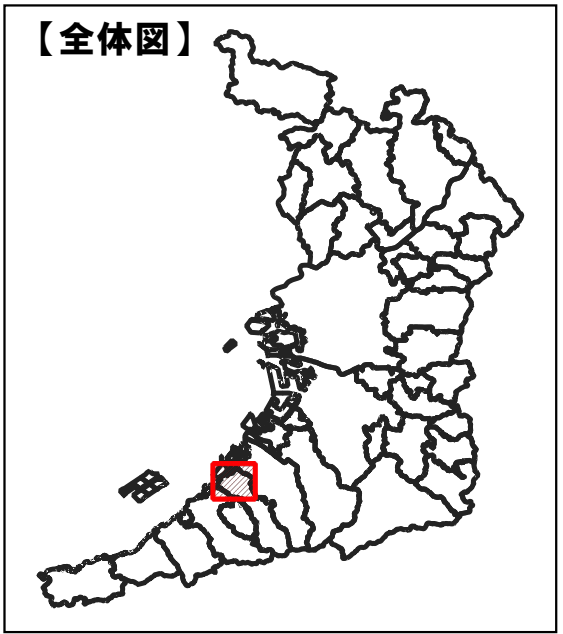
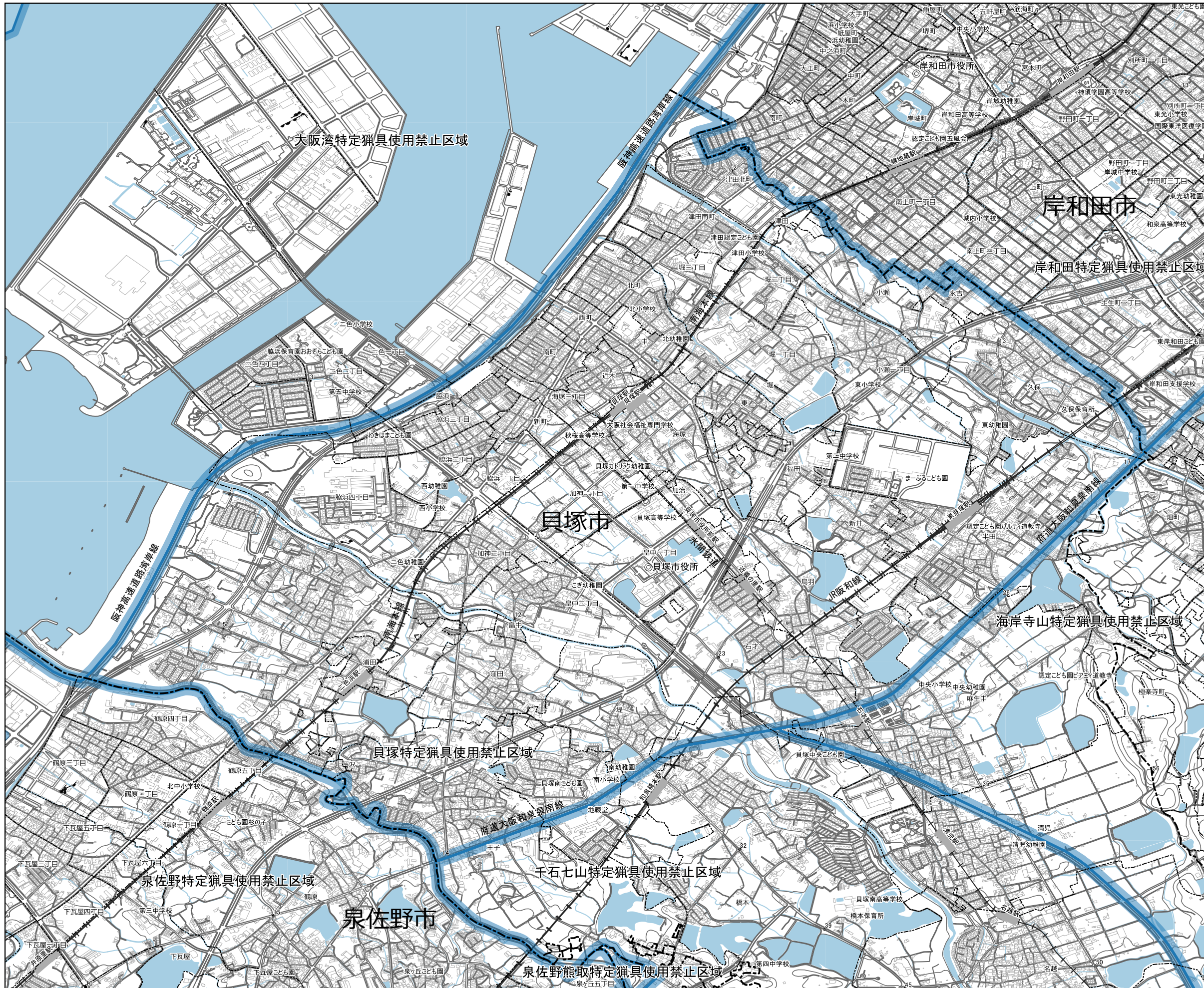


# 56 貝塚特定猟具使用禁止区域

1:12000  
0 250 500 m



- 【凡例】**
- 鳥獣保護区
  - 鳥獣保護区特別保護地区
  - 特定猟具使用禁止区域(銃)
  - 鳥獣保護区(他府県)

**【指定区域】**  
 阪神高速道路湾岸線と、貝塚市と岸和田市の境界線の交点を起点とし、同境界線を南東進し、府道大阪和泉泉南線との交点に至る。同点より府道大阪和泉泉南線を南西進し、貝塚市と泉佐野市の境界線に至る。同境界線を北西進し、阪神高速道路湾岸線に至る。同線を北東進し、起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。  
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。